



読み聞かせにあたって

本教材では、子供たちに考えてもらいたいことや感じてもらいたいことを、ストーリーの中に盛り込んでいます。読み聞かせにあたっては以下をご参照ください。

- 1**  **たいせつなくれよん**

「幼稚園・保育所・子ども園などが楽しい場であること」を感じてもらうため、自分たちの幼稚園名・保育所名・子ども園名などに言い換えましょう。
- 3**  急いでクレヨンの箱のふたをしました。

子供の気づきを促す補足例

 - なっちゃんは、こんな片づけ方でいいのかなあ？
- 4**  クレヨンをなくしたなっちゃんは、「まあ、いっか。また買ってもらおうと」と言っています。ここも、子供に考えてもらいたいポイントとなります。

子供たちに感じてほしいこと

 - 「ない」と気づいたときに、よく探したほうが良いということ。
 - 片づけるときに、全部がそろっているかを確認したほうが良いということ。

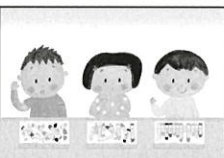
子供の気づきを促す補足例

 - なぜなくなったのかな？ なくさないために、どうすればいいのかな？
- 5**  なっちゃんは、おかあさんに「あおのクレヨン買って」とお願いしました。

子供たちに感じてほしいこと

 - 欲しいものがあつたときはよく考え、「買ってもらえばいい」という意識に疑問を持ってもらう。

子供の気づきを促す補足例

 - 「ない」と気づいたときに、なっちゃんはどうすればよかったのかなあ？
- 7**  並べ方や整とん度合いが異なるクレヨン箱を複数見せて、3つの問いかけをしています。

はるくんとは なにが ちがうかな？

 - はるくんのクレヨンは、きちんと向きをそろえて整然と並べています。
 - ひろしくんの箱には折れているクレヨンがあり、向きも並べ方もバラバラです。

ひろしくんは なにいろが ないかな？

 - 正しくは「黄色」がありません。

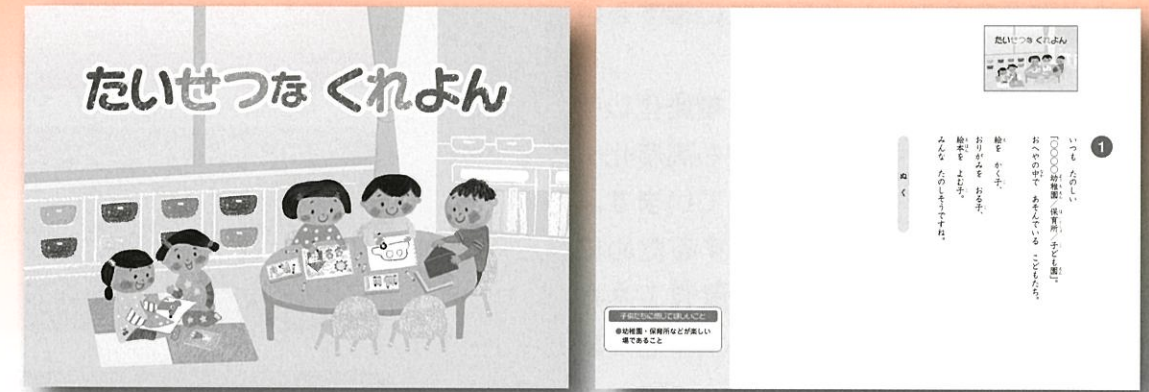
どうして むずかしかったのでしょうか？

 - 「並べ方がバラバラ」「同じ所に2本入っている」などの意見が想定されます。
 - 正答を求めるよりも、自ら考えて発言することを肯定し、尊重しましょう。
- 8**  クレヨンの並び順は、約束やきまりはありません。ここでは、きれいに片づけると使いやすくなるというイメージづけがポイントとなります。
- 11**  なっちゃんは、その日の出来事をおかあさんに話しました。その日にあったことをご家族に話すことが大切であることを、子供たちに示しています。また、「これからはたいせつに つかおうね」「うん、さいごまで たいせつに つかうね」という最後のせりふで、家族の中での身の回りのものを大切にする大事さを強調します。

あとがき 本教材の制作にあたり、ご協力をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

たいせつなくれよん

紙芝居 解説書



和歌山県では、平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」および「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、総合的かつ一体的な消費者教育を推進しています。平成30年3月には、よりいっそう効果的な消費者教育を推進するために「第二次和歌山県消費者教育推進計画」を策定し、「自ら行動する」自立した消費者の育成をめざしています。

この紙芝居は、子供たちが将来自立した消費者となるために、幼児期のうちから消費者教育に触れる機会を提供することを目的に作製しました。子供たちへの読み聞かせを通して、消費者教育を実践する一助としてご活用いただければ幸いです。

本教材の狙いと特徴

『たいせつなくれよん』は、幼児期用の消費者教育教材です。

- テーマ** 身の回りのものを大切にする
- 狙い** 幼児が主体的にもものへの愛着を持ち、ものを大切に扱うことについての意識を身につけることによって、日常生活の中で実践的な能力を育む
- 特徴**

 - 幼児期の子供が親しみを感じる明るい絵
 - 身近なものに愛着を感じ、大切に扱う必要性を育むストーリー
 - 約束を守ることの大切さについても意識づけ
 - 紙芝居の裏面に「各場面で伝えたいこと」「身につけたい力」などを掲載

消費者教育とは

消費者教育とは、推進法第2条第1項において、以下のように定義されています。

「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動」

現在、消費者をめぐる状況は多様化・複雑化しています。それに伴い、消費者被害の内容も高度化・複雑化し、被害の低年齢化も問題となっています。また、公正かつ持続可能な社会を形成するためには、消費者の行動が経済社会、環境、資源エネルギー等に与える影響を自覚し、行動する消費者が求められています。

そうした中で私たち一人ひとりが消費者として自立するためには、さまざまな知識と適切な行動がとれる実践的な能力を身につける必要があります。その自立を助けるための働きかけが、消費者教育です。

ライフステージに応じた消費者教育

自立した消費者の育成のためには、発達段階（ライフステージ）ごとに適した教育が必要です。幼児期は、「様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に興味をもち、それを取り入れる時期」とすることが望まれています。

幼稚園教育要領や保育所保育指針においても、「身近な物を大切にすること」が掲げられています。例えば、幼稚園等において物を大切に扱うことの意識を身につけることによって、日常生活の中で実践的な能力を育み、消費生活について正しい知識を持つための契機とすることができます。

幼児期に育みたい力

和歌山県では、消費者教育の全体像を「見える化」する方法として、「消費者教育の体系イメージマップ」を公表しています。幼児期には、以下の内容を身につけることが求められています。



おつかいや買い物に関心を持とう

幼児期のおつかいや買い物は、消費者としての第一歩であり、「ものを手に入れるためにはお金を支払わなければいけない」ことを学びます。保護者の方に、子供が消費の現場に触れるようにしてもらいましょう。

身の回りのものを大切にしよう

子供は、ものを使って遊ぶ中で、ものに愛着を持つようになります。そのため、子供が遊びを楽しめるように援助しましょう。また、教師・保育士等がものを大切にしている様子を見せることも大切です。

協力することの大切さを知ろう

子供は、友だちとのかかわりを通して互いの良さや特性に気づき、共通の目的に向けて協力するようになります。協力することによって一人では得られない楽しさや問題解決を経験できるようにすることが大切です。

くらしの中の危険や、ものの安全な使い方を知ろう

日常を過ごす中で、危険な場所やものの使い方を具体的に知らせたり、気づかせたりして、状況に応じて安全な行動がとれるようにすることが大切です。身近なところから基礎的な知識と態度が身につくようにしましょう。

困ったことがあったら身近な人に伝えよう

将来、消費や契約でトラブルや気がかりなことが生じた際、周囲の人に説明し、相談して解決すべきときがあるかもしれません。そのため、困ったことがあったら身近な人に伝える習慣をつけるようにしましょう。

約束やきまりを守ろう

約束やきまりを守る習慣は、消費者としての権利と義務を理解することにつながります。単に約束やきまりを守ればよいというだけでなく、「なぜ守らなければいけないか」まで理解するように導くことが大切です。

欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう

使えるお金には限りがあり、欲しいものを全部買ったらか金が足りなくなることがあります。ものが欲しくなったとき、それが本当に必要なものか、必要でないものかを区別できるようにしましょう。

身の回りのさまざまな情報に気づこう

将来、自立した消費者になるためには、膨大な情報の中から必要な情報を取捨選択して商品選びの参考とすることが望まれます。そのため幼児期から、身の回りにさまざまな情報があることに気づいてもらうようにしましょう。

自分や家族を大切にしよう

個人情報をインターネット上に掲載することで、いやがらせや犯罪につながる可能性があります。そうしたトラブルを未然に防ぐため、幼児期から自分や家族を大切にしようとする気持ちを持ってもらうことが大切です。

身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう

「なぜ」「どうして」と考える習慣をつけることは、将来、情報をうのみにすることによる不利益の防止につながります。子供の好奇心や探求心を引き出し、物事をさまざまな面から考えられるように促すことが大切です。

参考 小学生期に育みたい力

消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう

自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう

身近な消費者問題に目を向けよう

危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう

困ったことがあったら身近な人に相談しよう

物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう

約束やきまりの大切さを知り、考えよう

物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう

賞味期限など、非常時に役立つ知識を身につけよう

消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう

自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう

消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう